

## 労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 第 23 条第 5 項の規定従い、  
下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

対象期間 2024 年 04 月 01 日から  
2025 年 03 月 31 日まで

事業所の名称 ウィーメックス株式会社 東京  
事業所の所在地 〒150 - 0002 東京都渋谷区渋谷 3-25-18 NBF 渋谷ガーデンフロント 14F

### 1. 派遣労働者の数

派遣労働者の数 (2025 年 6 月 1 日現在) 5 名

### 2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数 (事業年度あたりの事業者数) 9 件

### 3. 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額 (1 日 8 時間当たりの額) 22,987 円

派遣労働者の賃金の平均額 (1 日 8 時間当たりの額) 12,606 円

マージン率 45.1%

\*マージンには、派遣労働者の社会保険料・有給休暇費用・福利厚生費・教育訓練費等も含まれています

### 4. キャリア形成支援制度に関する事項

就業前研修・就業中研修等を中心に教育訓練を実施しております

その他プログラムを設けておりますので、詳しくはお尋ねください

\*キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口：HR ビジネス推進課 連絡先：03-6419-3632

### 5. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生等：社会保険、有給休暇、育児・介護休業、看護休暇、定期健康診断

### 6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か：締結している

労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者

労使協定の有効期間の終期：2026 年 3 月 31 日

以上